

令和7年第2回竹原市議会定例会議事日程 第4号

令和7年6月25日（水）午前10時開議

会議に付した事件

日程第 1 一般質問

(1) 松本 進 議員

(2) 今田 佳男 議員

日程第 2 議案第38号 令和7年度竹原市一般会計補正予算（第3号）

令和7年6月25日開議

(令和7年6月25日)

議席順	氏 名	出 欠
1	平 井 明 道	出 席
2	村 上 ま ゆ 子	出 席
3	蕎 麦 田 俊 夫	出 席
4	下 垣 内 和 春	出 席
5	今 田 佳 男	出 席
6	山 元 経 穂	出 席
7	高 重 洋 介	出 席
8	堀 越 賢 二	出 席
9	川 本 円	出 席
10	大 川 弘 雄	出 席
11	道 法 知 江	出 席
12	吉 田 基	出 席
13	宇 野 武 則	出 席
14	松 本 進	出 席

職務のため議場に参加した者は、下記のとおりである

議会事務局長 笹 原 章 弘

議会事務局係長 木 原 昌 伸

説明のため議場に出席した者は、下記のとおりである

職 名	氏 名	出 欠
市 長	今 榮 敏 彦	出 席
副 市 長	新 谷 昭 夫	出 席
教 育 長	高 田 英 弘	出 席
総 務 部 長	向 井 直 毅	出 席
企 画 部 長	國 川 昭 治	出 席
市 民 福 祉 部 長	森 重 美 紀	出 席
建 設 部 長	岡 崎 太 一	出 席
教育委員会教育次長	沖 本 太	出 席
教 育 委 員 会 参 事	大 橋 美代子	出 席

午前10時00分 開議

○議長（高重洋介君） おはようございます。

ただいまの出席議員は14名であります。

定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

お手元に議事日程第4号を配付しております。この日程のとおり、会議を進めます。

日程第1

○議長（高重洋介君） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。

質問順位7番、松本進議員の登壇を許します。

○14番（松本進君） おはようございます。

日本共産党の松本進です。発言通告に従って、一般質問を行います。

第1番目の質問項目は、竹原市施工の災害復旧工事に伴う民地問題について、市長にお尋ねいたします。

先日、竹原市の災害復旧工事に伴う相談がありました。相談者Aさんは、竹原市は人の土地を勝手に使い、人の土地を盗む結果に竹原市に対する怒り、憤りの声を寄せていました。この災害復旧工事、田万里町鑄師原支流にありますけれども、工事ですけれども、この工事は水路の改修拡幅工事で、2005年3月18日に完了しています。相談者Aさんの訴えは、水路の拡幅部分の土地、畑を関係者、土地所有者等の承諾を得ないで竹原市は勝手に工事を実施しているという内容でした。相談者は工事完成后、またはその後も竹原市に境界の確認を強く求めています。しかし、未だにこの土地の境界が境界確認が行われていません。そこで市長に質問いたします。

竹原市は、なぜ、土地所有者等の承諾を得ないで勝手に災害復旧工事を行ったのですか。また、なぜ、水が流れない水路を造ったのでしょうか。

次に、竹原市は水路の災害復旧工事、拡幅工事等を実施するときには、土地所有者、関係者との協議はどのような手順で実施されていますか。土地関係者の承諾、同意、買収、借地等々の手順、事務はどのようにされますか、伺います。

次に、この災害復旧工事に伴う土地関係者の訴えに真摯に答えるためには、まず誠実に

きちんとした謝罪を行うこと、その後に損害賠償など適切な対応を行うことが必要ではありませんか。相談者の訴えにまともに答えず、10年間保存の公文書で廃棄済み、このように切り捨てることは、住民に対する竹原市の誠実な対応ではありません。市長はどのような認識をお持ちですか。

2番目の質問項目は、本郷産廃場と住民の不安に答える竹原市政について、市長に伺います。広島県水質改善を説明、三原産廃場再開、住民から不安の声。5月30日付け中国新聞の報道です。水質汚染の汚染源は究明できなかったものの、水質の改善が確認できたと報じています。広島県のこの説明に対して、住民からは井戸水や農業用水をめぐる不安の声が出されています。水源汚染の問題は広く市民に関わることであり、非公開の説明会にも厳しい批判の声が出されています。

そこで市長に質問します。本郷産廃場の水質汚染の原因が特定されないで、住民関係者が求めるきれいな水源はどのように確保されますか。その具体的な施策の説明を求めています。

また、水質の改善が確認できたとするこの基準値と井戸水、上水道水の各基準値の違いはどこにありますか。井戸水は飲む水に水質改善が出来たのかどうか、市長の明確な答弁を求めています。

次は、本郷産業廃棄物処分場に関する要望書、5月27日付けが竹原地区自治会連合会から竹原市長に出されています。地域住民の安全と安心を守るために、3項目の早急な対応を求めています。1つ、水質基準超過の原因究明を速やかに行うこと。2つ、原因の改善策を早急に実施すること。3つ、処分場の管理体制を強化し、再発防止に努めることであります。竹原市長は、早急な対応を求める要望書の内容にどのように対応されていますか。この返答はどのようにされましたか、お尋ねいたしたいと思います。

次は、竹原市環境基本条例の附則に、私たちの竹原市は恵み豊かな環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、私たちはこの環境を将来の世代に継承していく責務を有していると定め、また同条例第3条の基本理念は、4項目の環境保全を義務づけています。この竹原市環境基本条例等に基づく市民の命と健康を守るための抜本的、具体的な竹原市の施策はありますか。その施策について伺います。

次は、竹原市議会議長宛に本郷産廃場の再開を認める広島県の判断と対応を受けての陳情書、5月7日付けが出されていますので、紹介しておきたいと思います。この陳情書の陳情項目は3つです。

1つ、竹原市議会は広島県に対して汚染の原因が科学的に確証を得られ、その原因に対する対策を講じられるまで停止を継続するよう要望してください。

2つは、竹原市議会は広島県に対して、住民説明会を開催するよう要望してください。

3つ目は、竹原市議会は国に対して本郷処分場の立ち入り調査を行うように要望してくださいという内容です。

陳情者住民は竹原側に埋め立てる準備が行われ、調整池が完成し、搬入、埋め立てが始まったら同様な被害が竹原市に起こることが予想される。本郷処分場の位置が竹原市の水源にあたり、市民の命の水の源であることから、竹原市議会として広島県に対し強く申し入れることを求めています。

私も竹原市議会議員として、住民の願いに即刻、応えなければならないと考えます。以上、壇上での質問といたします。

○議長（高重洋介君） 順次、答弁願います。市長。

○市長（今榮敏彦君） 松本議員の質問にお答えいたします。

1点目の本市施工の災害復旧工事に伴う民地問題についてのご質問でございます。

本工事は、平成16年度に実施した普通河川鑄師原川支川災害復旧工事であり、当時土地の管理者であったA氏から要望があり、施工したものと認識しております。

当時の担当者への聞き取りなどの調査も行いましたが、工事着工に関する詳細な経緯は不明であり、本市とA氏の工事着工に関する見解の齟齬を解消することが出来ていない状況であります。

また、流域面積の小さい河川等においては、雨の少ない時期に水路の流水量の減少や地盤への浸透などにより、表面上は流水が見えなくなる場合もありますが、当該護岸は河川の機能上必要な施設であると考えております。

次に、災害復旧工事の実施に関しては、土地所有者から施工の承諾や同意を得て実施することとしており、道路や河川事業などでは案件ごとに必要に応じて買収や無償借地、寄

附等により権原の整理を行っております。

A氏に対するこれまでの対応につきましては、A氏本人やA氏の代理人弁護士を通じ、現地での境界立会により官民境界の確認を行い、これにより確定した本件河川部分の土地を分筆するなど登記整理を行うとともに、本件土地を金銭保証により譲り受けることで解決を図っていくよう提案しているところであります。今後も誠意を持って対応を行い、円満に解決できるよう努めてまいります。

次に、2点目の本郷産業廃棄物最終処分場と住民の不安に応える市政についてのご質問でございます。

事業者から広島県に報告された改善措置の内容としては、事業者が排出事業者に対して明確な受入基準を示すことで、排出管理の徹底を強く要請し、埋立不適合物の混入を防止するとともに、廃棄物搬入時の展開検査に加えて、定期的若しくは随時に簡易の有機物の溶出試験を行い、BODが1リットル当たり20mgを超過する場合や油膜の発生等の異常が認められる場合には受け入れを行わないこと、そして、法令上義務付けられた月毎のBOD値の測定に加え、週1回以上の頻度で簡易検査を実施することにより、経過観察を行うこととなっております。

また、広島県においては、搬入再開後の搬入物検査の強化や浸透水モニタリングの拡充など、事業者による改善措置の履行状況を確認し、同措置が適切に講じられるよう監視等を行っていくとともに、当面浸透水の行政検査の頻度を高めるなど、監視等を強化して実施し、基準値を超過した場合は、廃棄物処理法に基づき厳正に対応することとされております。

広島県が水質改善を確認できたとする基準値については、一般廃棄物の最終処分場及び産業廃棄物の最終処分場に係る技術上の基準を定める省令で定められている基準となっております。

同省令において、浸透水に係る地下水等検査項目又はBOD若しくはCODの水質検査の結果、基準に適合していない場合は速やかに最終処分場への産業廃棄物の搬入及び埋立処分を中止し、その他生活環境の保全上必要な措置を講ずることとされております。

本年4月14日に広島県が採取した浸透水の行政検査の結果、同省令で定める基準に適

合していることを確認した上で、産業廃棄物の搬入及び埋立処分の再開が認められたものであります。なお、浸透水の基準と井戸水、上水道水の基準はそれぞれ別の目的を持って定められているものと認識しております。

次に、竹原地区自治会連合会からの要望事項につきましては、本年5月8日、指導監督権限を有する広島県に対して、本市と三原市の連名による要望書を提出しております。

この要望書の中で、当該産業廃棄物最終処分場における浸透水が廃棄物処理法の基準値を超過することがないよう事業者に対して徹底した指導を行うなどを求めている、広島県から「改めて地域住民の皆様の切実な思いが感じられた。要望の趣旨については、地域住民の皆様の不安を払拭していく上で、いずれも重要なことと受けとめている。県としては、今後とも、廃棄物処理法に処理法に基づき、適正な処理が行われるよう事業者への指導を徹底する。」との回答を得ております。

今後とも、本市の良好な水環境を維持していくため、引き続き、公共用水域における水質検査を実施するなど水質汚濁の防止に係る取組を進めていくとともに、本郷産業廃棄物最終処分場からの排水については、広島県や三原市と連携を図りながら、水質の保全のための必要な取組を実施してまいりたいと考えております。

以上、答弁いたします。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それでは、第1番目の質問から再質問に移りたいと思います。

先程、この件で災害復旧工事を行う際のこういった手続きといいますかね、手順をするのかということに対して、土地関係者、土地所有者の施工の承諾、同意を得て実施することになっているとか、道路河川事業などでは案件ごとに必要に応じて買収や無償借地、寄附等により権原の整理を行っているという答弁が、通常の工事における災害復旧工事における手順といいますかが示されました。それで、私が最初に質問したのは、なぜ、竹原市が土地所有者の承諾を得ないで、勝手にこういった拡幅工事を行ったのかということに対する答弁では、当時土地管理者であったA氏からの要望があり施工したものだとの認識しているという答弁と同時に、当時の担当者の聞き取り調査なども行った結果、工事着工に関する詳細な経緯は不明であるという答弁があったと思うのですね。

それで、再質問の内容というのは、こういった工事に関わる、災害復旧工事に関わる公文書の保存、これはどのように保存されているのか。竹原市の文書保存種別基準が第1種から第6種がありますけれども、このどこに属する公文書の保存になるのかを尋ねておきたいと思います。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 災害復旧工事における保存文書の年月について、お答えいたします。このたびの災害復旧工事につきましては、既に議員ご指摘のとおり、既に文書については廃棄している状況でございます。今回の文書の内容がこういった形で、何年の保存年限で廃棄したかという詳細につきましてはすいません、現在ちょっと把握しておりませんが、既にこの文書につきましては、その廃棄年限を経過いたしまして、現在、現存はしていない状況でございます。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 竹原市の文書保存種別基準というのがあって、第1種は30年の保存を規定しており、第2種は10年保存ということで、あと第3種5年、4種、5種、6種というふうな、きちっとした文書保存の基準というのが作っております。それで、これまでいろいろ相談者が市役所に申し入れて、文書を廃棄していると、処分しているというようなことがありました。それで、10年保存の種別、10年保存の種別という中では、ここに5番目には許可、認可、契約等に関する重要な文書とか、6番目に工事その他事業に関する重要な文書というのがその10年ほどの分で、5番目、6番目、具体的に保存の規定といたしますか、あります。それで、第1種の30年の分はですね、1つは6番目に不服申立てとか訴訟とか、和解等の紛議に関する文書ということで、これは法的に不服申立てとか、いろいろ訴訟とか、そういう具体的に書かれております。

しかし、私は何か10年では保存の分ではいけないのではないかというのは、工事をやった当初から相談者のAさんそのものは当初からこれを私の土地に勝手にやっているのではないかとことを繰り返し申し立てて、境界確認を含めた対応を迫ってきました。しかし、ずっとやっていない、廃棄した。だから、Aさんの申し入れがあった、認識している

というだけで、確たるこの文書というのが存在しないわけですね。

それで、1つは30年保存の文書というのはこの6番目には法的な訴訟とか和解ということだけれども、私は実際もう、当初から異議を申し立てられておられるという面では、こういった保存文書の第1種の保存文書、あるいはこの市長が必要と認めれば出来るということにも属するのではないかということについての見解を聞いておきたい。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 文書を廃棄した理由について、お答えいたします。平成16年の災害復旧工事以降、A氏とは交渉を続けてまいりましたが、平成20年度末の年末の協議により、令和3年までの12年間につきましては、面会や協議の記録がなく、その間、処分年限を迎えております。当時の市職員からの聞き取りでもこのもとに認識しており、当時の文書処分の判断として、裁判等による係争案件にもならず、処分に至ったものと考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それと、先ほど私が質問したのは、こういった災害復旧工事一般ですけれども、土地関係者の承諾とか同意を得て実施するとか、または案件ごとに必要に応じては買収や寄附等の権原の整理を行わなくてははいけませんよね。だから、ここで私が気になるのは、工事そのものは相談者もいいことだと言っているのだけれど、理解されているのですけれども、勝手にその土地をね、やっていることにもう怒りを持っているわけなのです。ですから、竹原市の手続きの、答弁があったいろんな地権者との協議、いろんな買収等を含めた権原の整理はね、これをやらなくて工事をしたことにはなりませんか。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 災害復旧工事の実施手順について、お答えいたします。先ほど、市長答弁にもありましたが、道路改良などの通常の工事におきましては、用地買収などを行い、権原を整理した後に工事に着手いたしますが、このたびの災害復旧工事につきましては、2次被害の防止や市民生活の早期回復という観点から、早期の工事着手が求められております。このため、被災地の所有者等からまずは施工の同意をいただいた上で、

工事を先行し、詳細の権原の整理につきましては、工事完了後に整理を行っているところでございます。

この度の案件におきましては、市長答弁で申し上げました工事着工に関する見解の齟齬により、現在も権原の整理が出来ていないという状況でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 権原の整理が出来ていないということでしたけれども、本来、もう工事が終わって、災害復旧工事を早期にやるということは必要性があるのですけれども、工事が完了したら、きちっと登記といいますかね、権原をして確定をする。ここからここまでは河川の拡幅のために土地を買収なり、いろいろするということのそういった登記といますかね、1間川ですから1メートルぐらいですかね、それが今度は3メートル、両方1メートルぐらい増やしているのだというような訴えなのですけれども、元の分から広げているわけですから、広げた土地の登記といますかね、権原がちょっと今していないという部分があって問題があるのですけど、こういった災害復旧工事はすべて工事はやるけれども、市としての管理する上では登記して、きちっと管理する必要があると思うのですが、それは全然できていないということでしょうか。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 災害復旧工事等による権原の整理の方法について、ご説明いたします。災害復旧工事におきましては、様々な権原の整理の方法がございまして、先ほどあった借地であるとか買収、若しくは場合によっては施工承諾というというような形などがございます。

この度の内容につきましては、いわゆる権原の整理については、地権者のA氏とはまだお話が出来ていない状況でございまして、市のほうといたしましては、現在いわゆる土地買収のほうの方向で提案をさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 土地買収、これから話すということで、買収のことでは提案されていますよね。これだけ買いたいという面では、1つはそういうこれだけの土地を買う、購入する場合ですよね、一般的な手続きで私が不思議に思うのは、これだけの土地を拡幅

した土地、これだけあなたの土地、Aさんの土地を使っているから、そこは買収させてくださいということを話すためにも、きちっとしたやっぱり協議といいますかね、まず確定しないといけない。これからやっぱり今から話すよと、話に行くよということでは、私は事が進まない、それで進むような感じとお考えでしょうか。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 今回のこのたびの災害復旧工事におきましては、先ほど申し上げました工事着工に関する見解の齟齬により権原の整理が出来ていない状況でございます。本来であれば、工事が完了次第、権原の整理を行うというのが本来のある姿と思っております。今後におきましては、速やかに権原の整理が出来るように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） ちょっと、市長にお尋ねしておきたいと思うのですが、今相談者のAさん、この土地の所有者が強く求めているのは、なぜ、私の土地を勝手に工事をしたのかということで、私からすれば、先ほど壇上で言いましたけれども、まずこの問題をやっぱり1歩進めるためには、竹原市がいろんなやっぱり思惑があったとしても、災害復旧工事で急がなくちゃいけないとか、いろいろ理由は説明があったけれども、地権者、関係者が今訴えているのは、土地所有者に相談、協議も何もなかったよということの訴えはあるわけですから、それに対する公文書も何もない。聞き取り調査したら、そういった要望があったよという認識だということであって、確たる公文書も残されていないということでは、工事をやっているその責任というのは、相談者の訴えから言えば、承諾なしにやっていると言う面では、まずこの問題を解決するために、1歩前に進めるためには、市長の謝罪といいますかね、市のほうはこう思って認識していたのだけれども、あなたのほうが相談者のほうがきちっとやっぱり承諾なり、同意を求めなかったということについては、きちっとまず謝罪をしてから、次の段階に進むということが大切ではないかと思うのですが、そのことについて、市長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（高重洋介君） 建設部長。

○建設部長（岡崎太一君） 先ほど申し上げた謝罪についての答弁でございます。まず、

工事着手に関する見解の齟齬など、事実関係を特定できない現段階におきまして、一方的に謝罪することは困難であると考えております。

しかしながら、本件が長年にわたり未解決となり、A氏に多大なご心労をおかけしている状況や、A氏の主張から当時のA氏に対する説明が十分でなかったものと考えております。このことについては、誠に遺憾であり、大変心苦しく思っております。

本市といたしましては、A氏との解決に時間を要していることを重く受けとめ、早期の解決を図るべき誠意を持って対応させていただきたいと考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 繰り返しになるので、再度市長に指摘をしておきたいと思うのですが、竹原市の思いとは別にその地権者、土地関係者は相談もなしに協議もなしに工事をやっているということで、市の責任で権原、この工事を施工したということは事実としてあるわけですから、私はこの物事を進めるためには、まず地権者の承諾なしに進めたということについて、先にやっぱり謝罪をきちっと申し上げなかったと。一言やれば、次に1歩行けると。その段階をなぜ、あなた方はこだわるのかと。そのことだけはやっぱり指摘して、早急の対応を求めたいというふうに思っております。

それでは、ちょっと次の質問に移りたいと思います。

次は、本郷産廃場の問題ですけれども、これまで私もこの場で繰り返し、いろいろ質問してまいりました。それで、第1番目の質問というのが、水質汚染の原因が特定されていない。原因が、汚染源が特定されていないのに県が再開を認めたということに対して、本当に不信感を持っておられるし、竹原市住民の命と健康を守る市長の立場としてもね、不安を持っておられる住民が正当性があると私は思っているわけですよ。誰が考えても汚染原因、本郷産廃場に伴う水質汚染の原因がその調査で毎日、毎週調べておられるのはもう臭いがあったり、水質の基準値を超えているというのはもう肌で感じている。それがこの竹原市側にもうそういったことが起こるということは誰でも想定できるわけですからね。

そういった中で県が水源汚染が特定されないで、何でこんなことを許すのかということに対する不信感があって、私はその質問をしました。水源汚染が特定されないのにどうやって関係者が求めるきれいな水源を確保するのか。このことに対する答弁がないわけで

すよね。県の説明はいろいろ縷々ありました。しかし、私が聞いている中心的なところは、汚染原因が特定されて、初めてその汚染原因を撤去する、汚染物質とか、そういった汚染源を撤去する。これが常識的なやっぱり対策だと私は思うし、住民関係者もそれを求めておられる。

しかし、私が質問した特定原因は何だったのか。県の説明、そこはないですよということで私もここであえて質問したけれども、そこはもう1回聞きますけども、特定原因が、水質汚染の原因が特定されないで、住民が求めるきれいな水源確保を竹原市はどう確保するのか。明確にやっぱり答えてくださいよ。

それで、県は水質改善したというけども、現在、ここの水源といいますかね、水は飲料水として住民が求めた飲料水としてね、可能になったところまで水源が改善されたのかどうか、これについても答えてください。質問の要ですから、絶対にはぐらかさないように答えていただきたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 水質汚染の原因究明についてのご質問でございます。原因究明につきましては、令和7年5月8日に三原市長と連名で広島県知事に要望しておりますが、その中でも関係住民等の不安払拭や周辺地域の環境保全を図るため、4回目の行政指導の原因となった浸透水の基準超過について、徹底した原因究明を行うことということを広島県知事に要望しております。その上ででございますが、基準値超過の原因が特定できなかった理由としては、広島県から昨年10月23日に県が実施した浸透水の行政検査において、BODが廃棄物処理法の基準値を超過した後、昨年10月27日から11月2日にかけて、三原市本郷においては断続的に合計160ミリに近い降雨があり、基準超過の原因となった何らかの汚染源は埋立物から洗い流され、原因調査前に汚染源が消失していたことが推定される。この降雨の後、昨年11月7日から今年3月までに事業者が実施した浸透水のBODの検査結果は、1リットル当たり0.5ミリグラムから1ミリグラムと非常に低い濃度で推移しているとお聞きしております。

加えて、事業者から報告された埋立廃棄物の掘り起こし調査などの原因究明措置の内容については、広島県においても立会して検査を実施する中で、専門家の意見も踏まえ、妥

当であることを確認しているとのことでもあります。原因究明措置の詳細についてですが、埋立廃棄物の掘り起こし調査は浸透水が基準に適合していた9月25日採取の行政検査から基準を超過した10月23日採取の行政検査まで短期間で水質が悪化したことを踏まえ、影響が大きいと考えられる区画の埋立廃棄物を掘り起こして目視等による調査及び有機物の溶出調査を実施されております。その結果、埋立不適合物は見られず、水蒸気の発生や腐敗臭、硫黄臭などの異常は認められなかったとのことでもあります。さらに、埋立廃棄物の掘り起こし調査において、掘り起こしすることの出来なかった埋立物による原因可能性を見極めるとともに、埋立物に付着、混入した有機物の低減が期待できる改善措置となりうる方法として、掘り起こし調査を実施した範囲に120ミリの強い雨を再現した散水を行い、排出された浸透水について、時間に伴う変化をモニタリングしたところ、BODは継続して1リットル当たり20ミリグラム未満と、いずれの時間体においても低廉な値を示したとのことでした。

また、広島県からは事業者が搬入物検査の強化や浸透水モニタリングの拡充などの改善措置内容を誠実に履行した場合、再発することは考えがたいと考えており、県としては事業者が改善措置の内容を確実に履行するよう立入調査の際にしっかりと確認していくと伺っております。なお、搬入開始再開後、広島県が5月21日に行った行政検査の結果、本郷産業廃棄物最終処分場の浸透水及び周縁の地下水について、すべての検査項目で維持管理基準に適合していたことが今月18日に開催された広島県議会生活保護福祉委員会において報告されております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） いろいろ説明があつて、ちょっともう1回確認を含めてお尋ねしたいのは、私は水源の原因が特定されていない、これが必要だということは要になるから言いました。それで今、答弁があつたのは、市としてもその県に原因究明を求めているということで今答弁があつたのですね。それで、あとは何か気になったのは消失したとか、いろいろ流されたとか、いろいろ言われるけれども、原因が特定されたということは聞いて、その報告は何だったのかという確認とその原因を、汚染を除去するための対策といい

ますか、具体的にどうするから汚染源を撤去する。私は撤去する必要があると思うのですけれども、ただ洗い流すということだけじゃなくて、汚染原因の究明を求めた。その結果、県はどういう回答だったのか、その対策はどうだったのかということをもう1回ちょっと。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 先ほどの説明の繰り返しになりますけれども、昨年9月25日採取の行政検査ではBOD値は低廉な低い値を示しておりまして、それが10月23日採取の行政検査において、かなり急にかなり高い値を示しておりました。

そこで、県としてはその1ヶ月の間に埋め立てられた6区画について、掘り起こし調査を実施されております。掘り起こし調査の結果、それについては広島県も立ち会って掘り起こし調査を行われているのですが、埋立不適合物は見られず、またその際の溶出試験を実施されておりますが、それについても埋立不適合物は見られておりません。水蒸気の発生や腐敗臭、硫黄臭などの異常もありませんでした。

さらに、掘り起こし調査が出来ていない部分の付着物等を確認するために、これ、他県でもやってない調査ということでございましたが、人工的に雨を降らすような散水の調査、洗い出し調査を実施されております。120ミリの強い雨を再現した散水を行い、それを経時的にモニタリングして、BOD値の検査をされておりますけれども、いずれも1リットル当たり20ミリグラム未満と低廉な値を示したということでございます。その結果を専門家の意見を踏まえて、それに加えてですね、10月27日から11月2日にかけて、三原市本郷においては断続的に合計160ミリに近い降雨があり、基準超過の原因となった何らかの汚染源は埋立物から洗い流され、原因調査前に汚染源が消失していたことが推定されるというふうな判断を専門家の意見を踏まえて、妥当であると判断をされております。

その後の提出された事業者の改善措置内容ですが、まず廃棄物を排出される事業者に対して明確な受入基準を現に示し、排出管理の徹底を強く要請し、埋立不適合物の混入を防止すること、それから搬入物検査の強化として、廃棄物搬入時における展開検査に加えて、定期的若しくは随時簡易な有機物の溶出試験を行い、検査においてBODが20ミリ以上の場合や油脂の発生等の異常が認められる場合は受け入れを行わない。毎月の法令上義務

づけられたBOD値の測定に加え、週1回以上の頻度で簡易検査をすることにより、経過観察を行うという通常の法令よりも厳しい事業者の水質検査をされるということになっております。

それに加えて、広島県も当面浸透水の行政検査の頻度を高めるなどを強化して実施し、基準値を超過した場合は廃棄物処理法に基づき厳正に対応すると言われております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 今、県の調査で6ヶ所を掘り起こしてとかという不適物はなかったとか、指定品目以外のね、以外はなかったということでしたけれども、ちょっと再度ちょっと質問したいのは、この県が調査した時点であそこの産廃場の許可エリアがあると思うのですが、どれくらいの面積に何立米、この調査時点でね、何立米埋め立てられたのかということと、この6ヶ所、掘り起こし調査をやったというけれども、その場所というか、その面積を含めて、6ヶ所の場所の面積、掘り起こした立米はどれくらいになるのか、ちょっと教えていただけますか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 1区画当たり約10メートルかけ10メートルとなっております。

○議長（高重洋介君） 場所と面積と。答弁できますか。市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 場所について広島県から伺っていますのは、9月に低い値を示したときから10月23日に高い値を示したときまでに埋め立てをしている区域を6区画と聞いております。

○議長（高重洋介君） 立米ですので、深さも出来れば。難しいようでしたら。

○市民福祉部長（森重美紀君） すいません、ちょっと手元に資料がございません。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） そこはですね、ちょっときちっと報告してもらいたいのは、さっき許可エリアの中で、どれくらい今何立米、全体でね、埋め立てるかということもちょっと報告がなかったものですから、それもしてもらいたいのと、その6ヶ所をスポット的に

やったということで、深さをあと報告してもらいたいのですが、そこはやっぱりきちっとやらないとね、報告しないと、県がやった調査そのものに対する住民の不信感というのはね、決して解消できないと思うのですよ。10メートル、10メートル、深さがいくらかということと、それで何立米かがわかりますよね。6ヶ所、どこを取ったのかということもきちっとやっぱり報告してもらいたい。それは出来ますか。

○議長（高重洋介君） 出来るか、出来ないかで。市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 後ほど確認して、報告させていただきます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） ぜひ、報告してもらいたいということであります。

それと、こういった指定5品目が埋め立てる許可を得て、安定型は5品目でなっておりますけれども、実感として臭いとか水質の基準のオーバーとか、そこはもう住民の関係者はそこで肌で感じているわけですね。

ですから、昔はその埋め立て前は沢の水も手で組んで飲めたよというのはちょっと紹介したことがあるのですけどね。あと、そのきれいな水を農業用水として米作りをしてきたよと。しかし、今は汚いというか、汚染された水は農業用水、飲料水、本当に心配されているし、農業用水なんかは上から汚染水を避けて、きれいなところからわざわざ引いてね、米を作っておられるというのが実態なのですね。

ですから、先ほど言った基準値というのは産廃法の排水基準値だと思います。それと、水質汚濁防止法の水質基準値だと思います。この基準値を守ったとして、井戸水や農業用水の安全性は担保されているのかどうかを確認したいと思います。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 基準値についてのご質問でございます。安定型産業廃棄物最終処分場の浸透水の基準については、雨水などが廃棄物の層を通過した水が環境に影響を与えないよう管理するために定められたものであり、埋め立てられた廃棄物に有機物の付着がないかをモニタリングする目的で設定されております。

飲用に適した水であることを確認するための水道水の水質基準とは、検査項目等に違いがあり、水道水の基準には塩素消毒を前提とした残留塩素などの項目がありますが、塩素

消毒が行われない浸透水にはそうした項目がありません。通常、安定型産業廃棄物最終処分場が適正に維持管理され、基準に適合している場合、周辺井戸に与える影響は少ないものと考えられておりますが、井戸水の水質を悪化させる要因としては、自然由来によるものや農薬や化学肥料の浸透、生活排水、し尿の不適切な処理など様々なものがあるため、井戸水を安心して飲用するためには、飲用水の基準による適正、定期的な水質検査が必要となると考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私が言いたいのは、この産廃法の水質基準や水質汚濁法の水質基準をしっかりと仮に守ったとして、今はその基準値を超えているかということではいろいろ県の指導もあったり、住民が調査をされて、結果も出ておりますけれども、こういった基準が出ておりますけれども、私は先ほど言った今の産廃法の水質基準と水質汚濁防止法の水質基準を確実に守ったとしてもね、今言われたような井戸水とか、飲める基準ではないというのははっきりしているじゃないですか。

井戸水にしても、この調査項目には一般細菌、大腸菌等々10項目ありますけれども、井戸水はこれだけあります。水道法では、もちろん一般細菌、大腸菌を含めて50数項目ですかね、要するに飲める水ではそういったふうな安心安全で塩素滅菌と言われたけども、されております。

有害物質のカドミウムとかヒ素とか、いろいろなものが今の竹原市の浄水場なりで浄化できるのですか。ちょっと、聞いておきたい。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 先ほども申しましたけれども、通常、安定型産業廃棄物最終処分場が適正に維持管理され、基準に適合している場合、周辺の水に与える影響は少ないものと考えられております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 影響が少ないという、この今答弁があったけれども、そういった無責任な答弁したらいけないよ。私はそう思います。きちっとした調査項目があつて、井

戸水にしても上水道にしても、全部はちょっと項目、多いですから、大腸菌とか、一般細菌とかは上水道も井戸水も検査して、安全確保をするようになっている。

しかし、こういった産廃場が出来て、有害物質がいろいろやっぱり混入した場合、この塩素滅菌だけであとの分は除去できるのかどうかを確認しているわけですよ。一般細菌や大腸菌のことは塩素滅菌で、井戸水にしてもそういう担保できるのかもわからないが、他のところなんかを、他のいろいろありますよね。ここにはカドミウムとか水銀とか鉛、セレン等々、水道法で決めているような除去というのですかね、出来るのかどうかという問題ですよ。そこは出来るのですか。

中通の源水なんかはそういった基準値、上水道の中通の源水そのものは、そういった基準値以下で安全性が担保されている。そういったところをわざわざこの上流でやったら汚染されるというのは、私はもう大変やっぱり危惧しているわけなのです。ですから、1つはこういった井戸水にしても上水道にしても、塩素滅菌処理等だけで安全性、他の有害物質等の安全性はどうやって除去するから大丈夫だということを答えていただかなきゃいけない。

○議長（高重洋介君） 松本議員、担当が上下水道のほうになりますので、上水道。

副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 水道水として水を浄化する場合の塩素滅菌等においてですね、先ほどおっしゃられたような非常に有害な物質、鉛等を含めたですね、有害な物質を一般的な浄化でもって除去できるかどうかにつきましては、大変申し訳ないのですが、専門的な知識がそこまで私は持っておりませんので、それについてはちょっと現時点でお答えすることが不可能です。すみません。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 竹原市のその成井の浄水場にやっぱり行ってみてください。ろ過で沈殿するものはやったりとか、それから塩素滅菌はやっているのでしょうか、あと私はこういった有害物質が、除去できる装置を竹原市は備えているかというのは私、聞いたことないですよ。要するに出来ないということです。すぐ行って聞けばわかるわけですから。

もし、それを有害物質の分を除去するまでやると相当やっぱり高度なものがちょっと専門的でわかりませんが、出来るかもしれないけども、それはコストがものすごくかかります。

ですから、今は竹原市の水は安全でおいしい、きれいな水だから、自然のろ過で塩素滅菌を、少なくとも少ない滅菌で、塩素滅菌の投入で安全性が確保されているということでは繰り返しになりますけれども、竹原市の貴重な水といいますかね、資源というのは竹原市自体の売りでもあるし、市民の命と健康を守る上ではどうしても守っていかなくちゃいけない。

まちづくりの竹原市のまちづくりというのは酒というのもありますけれども、この水源が上流部にそういった汚染原因があっているのかということでは、やっぱりその酒造りの関係者の心配もあるでしょうし、イメージ的にもやっぱり、きれいな水を売りにということは出来なくなるという面で、先ほど申し上げたようにいろんな法律、産廃法と水質汚濁防止法を守っても安心して飲める水ではないということをはっきりしているわけですから、そういうことになれば、私はもしそこを担保する分でしたら、有害物質、ただ掘り起こしのスポット的に掘り起こしをやって、そこに許可以外の品物がなかったということだけでは安全担保が出来ない。水源の汚染を防止することには決してならないというふうに私は思います。

ですから、本気でやっぱりこれ、市長に聞きたいのは竹原市の環境基本条例を、多分あなたがいるときに職員のときに作ったというのを私も記憶しているのだけでも、それは環境基本条例というのは理念だと言われているけども、この理念というのは貴重なやっぱり竹原市の水を守ろうという大切なやっぱりあるし、4項目の規制とかがあるわけですから、竹原市長として、こういった今答弁があったように産廃場が出来たら安心して飲める水を確保することは難しいと市長自身はその認識はあるのですか。私は全部その汚染原因を撤去するならいいけども、撤去して、それはものすごくお金がかかるけれども、撤去して、あそこからその産廃物のところの全部汚染原因を撤去する。そして、安全性を確保するという話なら理解も1歩でも進むかもしれないが、6ヶ所、たった10メートルの深さを採っただけでね、そこに指定廃棄物以外は混入してなかったと。これだけではね、市民がき

れいな水、安全な水、わかったというのは理解できますか、市長。それが出来ないなら、撤去しかないというのが私の意見なのだけども、市長はどう考えていますか。市長、あなたが答えてください。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 先ほどの掘り起こしの部分につきましては、県のほうでは部長のほうで答弁申し上げた一定の期間内において搬入された区域ということで、その掘り起こしをする範囲につきましても、いわゆる有識者、専門家等を交えた方々からの意見もお聞きした上で、その範囲を処分場の北西部ということで聞いておりますけれども、そちらのほうの地域の6区画、先ほども答弁申し上げております10メートルかけ10メートルの範囲のものを6区画設定されて、その区域において、その掘り起こしの検査をされたということでもあります。そういったことも含めて、そういう先ほど縷々、部長のほうからいろんな形での検査等をしたということで報告をさせていただいた結果としてですね、なかなか原因究明には至っていないと。ただし、現時点で事業者のほうからも提案されているような取組を進めていただくことで、法が定めている基準をクリアすることが出来るということで、1つは再開を認められたということでございますし、これにつきましても、その検査の方法だったり、その検査結果に関しても一定に有識者、専門家の方の意見も聞いた上で最終的な判断もなされているところでございます。

そうしたことと併せまして、今後も県とすれば、引き続き必要な検査っていうのを従来よりも多い頻度で行っていく。何か、法を犯すというか、基準値を超えた場合はですね、厳正にも対処していくというふうに県のほうで考えて、そういうふうな対応をしていくということで発表されておりますので、我々といたしましては先ほど申されたとおり、環境基本条例に基づくような市内におけますいろんな環境というものをいい状態で後世に残していくっていうのは非常に重要なことでもありますし、それに必要な対応というのはしっかり取っていく必要があると思いますけれども、法に基づいたこういう処分場の許可、あるいは許可されたところからの排出に関わっての基準をクリアしていただくということがまづもって大事だと思っておりますし、そういったことがもしもクリアできない事態があればですね、即座に県のほうとも連携しながら検査をしていただく。我々も必要であれば、

必要な地域の検査も行っていくという中で厳正な対処を法に基づいた形での対応を県のほうに求めていくということになろうかと思います。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） お答えできなかった掘り起こし調査の深さについてでございますが、掘り起こしをしたのは地盤まで、埋められたごみをすべて掘り起こしをされております。これにつきましては、土壤汚染対策法に基づく調査及び措置に関するガイドラインに準じて、調査区域を1区画当たり約10メートルかけ10メートルに分けて調査をされております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私が再質問したところは簡単なのですね。今、副市長も言われたように、廃掃法の水質基準、あるいは水質汚濁法の水質基準、これを守るのは当然なのけども、今はそれを超えているから県も指導をやっている。それは大切に守ってもらわないといけないのは大前提として、竹原市としては今の廃掃法の水質基準、水質汚濁防止法の水質基準、これを厳格に守ったとしても下流域の井戸水や安心な農業用水等を含めた、特に井戸水、飲料水としての確保が出来るのかどうかを聞いているわけですよ。出来るなら出来る、出来ないなら出来ない。どうすれば出来るようにするか。これしかないでしょう。だから、法を守る。それは当然である。超えた分は即時に停止を含めて県も対応されている。しかし、私が言っているのは、法を守っても水質汚染、市民が求める飲み水としての安全性が担保されているのかどうかを繰り返し答弁を質問して求めているわけです、答弁を。そこをきちっとわかりやすく、出来る、出来ない、ちゃんと答えれば一言で済むじゃないですか。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 我々、市といたしましては、法に基づいた形での行政を進めるという観点からもですね、いろんな法律というものを事業者に守っていただくと。それを進めていくということ以上のところはなかなか難しい問題だと思っております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 市長、だから、今そうなのですよ。法を守って、それ以上のことはもう言えないと。法がある以上はね。それは当然なのですよ。

それで、よその自治体はどうしているかということで、これは実際問題、このいろんな各全国の、全国でいろんなところで産廃場等、汚染、水源の上流域にそういうのがあって、これを食い止めているというのが実際、前にも私、これは見たら21年12月議会で質問しています。それはどういう方法なんかといたら、三重県津市の例をやって、竹原市でも水源保護条例を作ると。作って、三原市と協議は要りますけれども、連携をして、やっぱりその汚染源に対する防止をするということはやっぱり条例があって、水源保護条例を作らないと、今、副市長が言ったとおりですよ。対抗できないのですよ。

ですから、ぜひ、市長にはね、他市の例の教訓を汲んで、竹原市も水源保護条例を早急に作る。作って、三原市と連携をとりながら、この水源を守っていく。市民の健康安全、同時に竹原市の貴重な水っていうのは本当、私は全国、世界の、世界といたらおおげさかもわからないけど、日本のやっぱり誇れる、地理的な条件もありますけれども、誇れるやっぱり竹原市の宝だと思うのですね。これはあなたの、市長のあれで守ることが出来るわけですから、ちゃんと水源保護条例を作る。そこは市長の見解を求めておきたい。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○副市長（新谷昭夫君） 先ほど、市長が壇上で答弁をさせていただいたとおり、いろいろ検討も重ねてきた中で現時点におきましてというか、法に規定されている基準値をそれ以上厳しい基準を定めるような条例等を定めることは出来ませんので、そういった意味でそれを行うことというのは一定にはそういうものを抵触するということになってまいりますので、我々としては現時点で条例を制定することは難しいというふうに考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 副市長、それは全国の水源保護条例を作った経験を学んでくださいよね。これはもう6年前、21年12月議会で私が紹介したのは、三重県津市の水源保護条例ですよ。この条例の概要なのでちょっと紹介しておくと、津市水源保護条例、この条例の目的は水道法の第1条の第1項の規定に基づいて、本市の水道に関わる水質の汚濁を防止し、正常な水を確保するため、その水源の保護及び涵養を図り、もって住民の命と

健康を守る、そのためにこの条例が作られたわけですよ。

これは、さっき言ったその違法なことでもない。法律を生かして、法律を無視してこれを作れということじゃない。法律の範囲内でこれが出来ることですからね。これは津市もやっているわけよね。このやった条例をもとに産廃事業者と交渉して、私のところはどういうことを造ってもらったら困ると事業者と交渉して、勧告とか、いろいろ手続きをされて、裁判もされて、最終的には産廃場を市が買収したということになっていますけども、買収してこの産廃場を阻止したと。これを守ろうとしたら、条例がなかったら出来ないのですよ。今、副市長が言うとおりのことよね。この作ることも検討が出来ないのですか。早急に作らないと間に合わないじゃないですか。市長、あなたが答えてください。私は法を侵してね、法を無視してやれということは一言も言っていない。水源保護条例は多くの経験がある。その中の1つのこれ、私は21年12月で紹介している。それは水道法を根拠にして、市民のために水質汚濁を防止する。正常な水源を確保する。市民の命と健康を守るのだ。この目的のもとに条例が出来るじゃないですか。これを出来ないのですか。違法なのですか。違法なら、どこが違法か答えてください。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 他市町の条例については我々としても調査研究をしております、いくつかの条例が、規制条例が法律を超えて規制をしているということで違法という判決が出たというふうに認識しております。津市の条例におきましても、裁判となりまして、結果、土地を購入するということで産廃業者の来られるということがなくなったというふうに聞いております。そういったことから、やはり法律を超えた規制、立地規制ですとか、基準の排出規制ですとかということは、我々としては法令遵守の観点から困難であると考えております。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） それは竹原市のあなたの調査自体がちょっと狭すぎます。津市がこういった違法なことをしているということになるのですか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） ちょっと、津市の判定が結果、違法だったかというのは、

ちょっと今手元に資料がないのですが、他の市町で違法という判決が出たということは事実でございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） 私は津市のことを聞いているので、津市の市長もこの条例が作られなかったら、この条例を作らなかったら、水道法に基づく根拠も出来ないし、産廃場をそこでやめてくれと事業者にも言うことも出来ないのですよ、根拠がないから。先ほど、部長が言ったとおりよね。

事業者が、竹原市の今の場合は法律を守っていないというので、県の指導も何回も出されているけども、私が言っているのは逆に法律、水質基準等の法律を守ったとしても、産廃法に関するね。守ったとしても、実際は飲料水を安全に飲めるということは担保されていないわけですから、それはいろんな自治体も知っているわけよね。だから、どういうふうにしたら住民の命と健康を守れるか。水源汚染を防止できるか。条例を作ることしかないというのが結論なのです。何でこれが違法な、違法ということは今言えないでしょう。それはここだけではなしに他のところの多くの自治体が作っているわけですから。全部、違法なことをするのかと言ったら、そんなことはあり得ないでしょう。だから、それは部長の狭い見解というか、誤解の分を招くような答弁してもらったら困る。

ですから、市長にもう1回この件でね、くどいようだけれども、竹原市の現状、本郷の産廃場、今、三原市側が終わって、今度は竹原市にも相当な量は、メインに竹原市側に流れてくるわけですよ。それを今、阻止しないで、どうやってこの水源を守るのか。市民の安全と命と健康を守ることが出来るのか。今の副市長の答弁では出来ないでしょう。だったら、市長の責任において、あなたの職員の時代に環境基本条例を作ったわけだから、ちゃんと。その理念を忘れたら困る。理念のもとにきちっと対応すると。その一言を、条例を作ることを含めて、きちっと対応する。なぜ、あなたは答弁できないのですか。答弁してください、ちゃんと。

○議長（高重洋介君） 副市長。

○14番（松本進君） 市長が答弁しろと言っているのだ。

○副市長（新谷昭夫君） 特にこういった廃棄物処理場の地域のですね、環境を保全して

いくつていうことは非常に重要なことだというふうには考えております。議員がご紹介された、先ほど津市の環境保全の条例で、水質であるとか、あるいは市民の皆様の健康だったり、命を守るという理念を掲げて条例を作ること自体は可能だとは思いますが、それを作ったからといって、その効果というのは非常に小さいのではないかとというふうに考えておりますので、そういった観点からも検討を加えた上で条例の制定は現時点では非常に難しいのではないかとということで答弁をさせていただいているところでございます。

○議長（高重洋介君） 14番、松本議員。

○14番（松本進君） あえて、市長が職員の時代に作った環境基本条例の附則というところに大切な、さっき一部紹介しましたけれども、再度やっぱり紹介しておきたい。この竹原市環境基本条例、附則は私たちのまち竹原市は、瀬戸内の美しい海と緑に溢れる山々に抱かれ、まちの中央を流れる賀茂川の自然の育みと海の恵みによって栄え、安芸の小京都と言われる風光明媚な自然豊かなまちとして、個性ある文化をつくり出してきた。しかし、近年、大量生産、大量消費、大量廃棄を基調とした社会経済活動や生活様式が定着する中で廃棄物の増大、生活排水による水質汚濁、地下水の汲み上げによる地盤沈下など、人々の活動が環境に与える負荷は自然の持つ復元力を超え、地球的な規模の環境問題を引き起こし、人類の生存基盤を脅かすまでに至っている。恵み豊かな自然環境のもとで、健康で文化的な生活を営むことは、現在及び将来の市民の権利であり、私たちはこの環境を将来の世代に継承していく責務を有する。私はこれは立派なやっぱり基本理念だと。これは市長、あなたが職員のときに作った条例です。忘れてもらっては困る。

ぜひ、この理念を大切に、竹原市で水源保護条例を早急に作ると。作って、市長の責任で市民の命と健康を守るために、この産廃場の撤去以外にない。そのためには条例を作る以外にないということを繰り返し指摘して、質問を終わりたいというふうに思います。

○議長（高重洋介君） 答弁はよろしいですか。

以上をもって、松本進議員の一般質問を終結いたします。

議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

午前11時20分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（高重洋介君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

午前中に引き続き、一般質問を行います。

質問順位8番、今田佳男議員の登壇を許します。

○5番（今田佳男君） それでは、令和7年第2回定例会の一般質問をさせていただきます。

改進黨の今田です。よろしくお願いします。

今回は3点、1、今井政之顕彰施設整備について、2、身寄りのない高齢者支援について、3、二地域居住について、3点質問をさせていただきます。

今井政之顕彰施設整備について。

5月9日の総務文教委員会において、「今井政之顕彰施設整備に向けた取組について」次のような説明がありました。

陶芸、建築、観光地域づくりに関する有識者などを構成員とする今井政之顕彰施設基本構想策定委員会を設置し、これまで3回にわたり会議を開催して、顕彰する施設の基本理念や必要な機能、施設整備候補地等の協議を行ってきた。

また、令和6年9月から10月の間、市内芸術文化関係者等からヒアリングを行い、構想を具体化するため、施設全般へのニーズやアイデアを聞き取りした。

今後は今井政之顕彰施設整備基本計画策定委員会を設置して、令和8年9月の基本計画策定に向け、協議を進める。

庁内において準備班を設置し、専門知識等を持つ有識者から助言をいただきながら、整備に向けての準備を着実に進めていく。

9月以降にサウンディング調査を開始し、令和8年3月末までに意見を取りまとめ、基本計画に反映させる。

また、整備に伴う資金を管理する基金を設置することとし、基金条例案を上程したい。

基本構想の「立地の検討」では、施設候補地について、豊山窯周辺、町並み保存地区周辺、竹原市町並み保存センターの3ヶ所を候補地として評価を行い、また基本構想策定委員会においても審議を行った結果、豊山窯周辺を新施設整備予定地とすると、以上のよう

な説明でした。

そこで、基本構想の新設整備予定地について質問します。

豊山窯周辺は国道185号に接道して、大型バス等の入構が容易である。今井先生の作陶拠点に隣接しており、瀬戸内の自然豊かな眺望を展示の一環に活用可能。豊山窯と連携した活動プランや展示が可能となり、観光の新拠点として期待できると評価されています。

しかし、ハザードについては、土砂災害警戒区域であること、沿岸部に位置し、高潮浸水が想定されることでリスク対策が必要であることが懸念されます。

また、公共交通については、バスの増便やシャトルバスの設置なども検討が必要とのこととです。

大切な今井先生の作品が安全な施設で、より多くの市民、竹原を訪れるすべての観光客に鑑賞していただくための候補地を検討していただきたいと思います。お考えをお聞かせください。

2点目です。身寄りのない高齢者支援について。

身寄りのない高齢者が増える中、三原市では急病などで意思表示ができなくなる際に備える「終活情報登録制度」をスタートしたという新聞記事がありました。

終活情報登録制度は県内では東広島市でも導入されているようです。

厚生労働省は身寄りのない高齢者への支援を拡充する方針を固め、入院時の身元保証や死亡後の手続きを担う民間サービスは料金が高額なため、利用できない低所得者などを対象とする新たな支援制度を設ける方向のようです。

竹原市の高齢者福祉は他市と比較しても遜色はないと思いますが、一人暮らしの高齢者の方がどれくらいおられるかなどの状況を把握しておられるでしょうか。

竹原市のホームページでは、一人暮らしの高齢者の方へのサービスとして、緊急通報システム事業、あんしんホルダー登録システム、老人福祉電話、一人暮らし高齢者等巡回相談事業、成年後見制度利用支援事業が挙げられています。

今後も増加することが懸念される身寄りのない高齢者に対する支援として、終活情報登録事業などを進められるお考えはないでしょうか。

3点目、二地域居住について。

移住定住、関係人口の創出について質問します。

竹原市はホームページに空き家バンクなどの移住定住支援策を一覧にまとめ、また移住定住サポートセンターも設置しています。

関係人口創出については、竹原ファンクラブを創設して竹原の魅力を発信し、関係人口創出事業を業務委託しています。

現在の移住定住、関係人口創出の状況をどのようにとらえておられるでしょうか。

若者・子育て世帯を中心に二地域居住へのニーズが高まっています。

二地域居住の促進を通じた広域的地域活性化のための基盤整備をし、地方への人の流れの創出・拡大を図ることが必要として、「広域的地域活性化のための基盤整備に関する法律の一部を改正する法律」が施行されました。

法律の概要は、都道府県が二地域居住に係る事項を内容に含む広域的地域活性化基盤整備計画を作成したとき、市町村は二地域居住の促進に関する計画「特定居住促進計画」を作成することが可能とされています。

竹原市は全国二地域居住等官民連携プラットフォーム会員となっており、市内には保育園留学を受け入れているこども園があり、スタートアップを支援するサテライトオフィスの関係で竹原に滞在される方もいます。

広域的地域活性化基盤整備計画の策定を県に提案するなど、積極的に二地域居住を推進すべきと思いますが、お考えをお聞かせください。

以上で壇上での質問を終えさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 順次、答弁願います。

市長。

○市長（今榮敏彦君） 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の今井政之顕彰施設整備についてのご質問は、後ほど教育長がお答えいたします。

2点目の身寄りのない高齢者支援についてのご質問でございます。

本市における一人暮らし高齢者数については、本年3月末現在、高齢者等巡回相談事業の対象である75歳以上の一人暮らし高齢者は、1,017人となっております。

本市においては、一人暮らしの高齢者が住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けるため

に、あんしんホルダーをはじめ、緊急通報システムなどの様々な事業を行うとともに、本年1月から竹原市権利擁護支援センターを設置し、権利擁護に関する相談や支援を実施しているところであります。

終活情報登録制度につきましては、身寄りのない高齢者が連絡先、持病、葬儀の生前契約、お墓の場所などの情報を自治体に登録し、本人の救急搬送時や死後などに警察や消防、医療機関、本人が指定した親族などから照会があった場合に、その情報を自治体が伝達するものであり、広島県内では今年、三原市と東広島市が事業を開始しております。

この制度は支援に必要な情報連携の一つであり、医療・介護の情報連携や避難行動要支援者名簿などとともに、複数のセーフティネットの一つとして機能していくことが期待できる制度であります。

今後、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯が増加する中、「終活」の重要性が年々高まっていることから、終活情報登録制度について、他市の取組も参考としながら検討して参りたいと考えております。

次に、3点目の二地域居住についてのご質問でございます。

移住定住、関係人口の創出は地方の人口減少が課題となっている中、本市においても人口減少や少子高齢化の進展による地域の担い手不足や地域活力の低下が大きな課題となっており、地域社会や企業の活動を維持するためには、生産年齢人口の確保が急務であると認識しております。

このため、本市では観光などで本市を訪れる方などの交流人口から関係人口、そして移住定住につながるよう、各種施策を一体的に取り組んできたところであります。

移住定住施策に関しましては、移住・定住サポートセンターを昨年9月に開設し、移住希望者に対し、移住の総合案内の実施や移住フェアへの出店等による情報発信に取り組むとともに、今年度から移住者に対する転居費や家賃補助、奨学金返還補助制度等を設け、リーフレットを作成し、各種SNSでの情報発信や市内企業を訪問し、事業内容を説明するなど、周知を図っているところであり、令和2年度から令和6年度までの5年間で寄せられた相談件数は484件で、うち移住された方は36世帯67人となっております。

関係人口創出に関しては、シティプロモーション推進事業等により、本市の魅力発信に

取り組んでおり、その取組の1つであるたけはらファンクラブの会員は、本年5月末現在1,666名であります。

また、令和3年度から実施している人手不足の課題を有する農家等と地域に興味がある若者などの参加者をマッチングさせる「おてつだび」においては、19名の方に参加いただくとともに、令和5年度から実施している都市部の住民と地域コミュニティをマッチングする「第2のふるさとづくりツアー」においては、二つのツアーを開催し、合計で94名の参加があったところであります。

関係人口は今後の移住定住につながる可能性があることから、引き続き各種施策を一体的に取り組む、さらなる関係人口、移住定住人口の創出・拡大につなげて参ります。

積極的な二地域居住の推進につきましては、関係人口の創出に向けて、二地域居住等の推進に係る様々な施策や事例等の情報交換・共有や発信、課題の整理や対応策の検討・提言、さらなる普及促進と機運向上を図ることを目的とした「全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム」に設立当初の令和3年3月から本市は参画しており、二地域居住に関わる様々な情報共有を図っているところであります。

また、二地域居住のきっかけづくりとなる取組として、お試し住宅等の住環境の整備に加え、竹原発スタートアップ支援事業による市内での起業支援やテレワークを行うためのコワーキングスペースの整備等を実施して参りました。

昨年度の法改正により、各種制度が拡充され、二地域居住関連の支援が受けやすくなったことから、本市としてはこれまで実施してきた事業に加え、広島県とも連携しながら、さらなる施策の充実を図ることで、二地域居住者も含めた関係人口の増加に向けて取り組んで参りたいと考えております。

以上、私からの答弁といたします。

○議長（高重洋介君） 教育長。

○教育長（高田英弘君） 今田議員の質問にお答えいたします。

1点目の今井政之顕彰施設整備についてのご質問でございます。

陶藝家今井政之氏は本市に豊山窯を築き、新しい手法への挑戦及び研究を重ねられ、作品の本体に異なる色合いの土を埋め込んで模様を作り出す面象嵌に取り組んだ第一人者で

あり、その技術力や芸術性は世界から高く評価され、平成30年には文化勲章を受賞されるなど、日本を代表する陶藝家として輝かしい功績を残されております。

こうした今井氏の功績を顕彰するための施設整備に向け、有識者による今井政之顕彰施設基本構想策定委員会を設置し、「陶藝家今井政之の平和を希求し続けた姿と功績を広く伝え、竹原への愛着と誇りを育むとともに、竹原を愛するすべての人が学び、集える施設」とする基本理念や、その基本理念を実現するために、「顕彰展示機能を核として作品の理解を深め、市内外からの訪問・活用機会の増加を目指した体験機能、学習機能、交流機能、収蔵機能を付随する機能」として位置付けた5つの機能を明らかにした上で、施設整備候補予定地などを取りまとめた基本構想を策定したところであります。

施設整備候補予定地の検討につきましては、現状において考えられる選択肢として、豊山窯周辺、竹原西幼稚園跡地、町並み保存センターの3ヶ所に絞り、施設の基本理念やその基本理念を実現するために必要な機能を発揮できることなど、様々な視点から検討を行いました。

その検討におきましては、豊山窯周辺は今井氏が作陶拠点としていた現役の窯があること、今井氏が土をこねながら見たであろう景色を同じように見ることができるなど、作陶人生を追体験できること、また、瀬戸内海の景観を活かすことができることなどから、非常に魅力のある立地場所であるとの意見がある一方、土地の一部が土砂災害警戒区域であり、また沿岸部に位置し、高潮浸水も想定されていることから、土砂災害警戒区域を避けた収蔵庫や展示室の配置、耐塩害使用の建具を採用する等の対策の検討が必要とご指摘をいただきました。

教育委員会といたしましては、県内の集客力のある美術館において、例えば特徴的なデザインの施設を瀬戸内海と調和し、自然豊かな趣が感じられる場所に立地されている下瀬美術館、あるいは奥田元宋作品の重要なモチーフである月にちなんで、実際の月を美しく見せる仕掛けを建物に施している、奥田元宋・小由女美術館は、展示作品以外にも立地や施設に魅力を持たせていること、平山郁夫美術館は平山郁生氏が「私の原点は瀬戸内海の風土である」と語っていた場所にあるように、今井氏が作陶拠点とした豊山窯を構えたゆかりの地というバックグラウンドを考慮すると、3ヶ所の選択肢のうち豊山窯周辺は来訪

者を呼び込む訴求効果が高く、災害リスクへの対応は不可欠ではありますが、施設整備候補予定地として優位と判断したものであります。

今後におきましては、今井政之顕彰施設整備基本計画策定委員会における有識者や専門家等からの意見やサウンディング調査の中で実施する予定の詳細な項目の評価を踏まえながら、市内外はもとより海外からの集客を見込める顕彰施設を整備する最適地を決定して参りたいと考えております。

以上、私の答弁とさせていただきます。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 再質問をさせていただきます。

最初、1番の今井政之顕彰施設整備についてから再質問をさせていただきます。

6月19日に総務文教委員会でも説明があり、私は総務文教の委員ではありませんので、傍聴をさせていただきました。その中の質疑でも結構いろいろな質疑がありまして、今のこともあったのですけれども、できるだけかぶらないような形で質疑をさせていただきたいと思っています。

最初私が聞かせていただいた中に、基本構想の中でも公共交通の課題があるのではないかというようなことがあって、公共交通のことも入れたつもりだったのですが、ちょっと公共交通について答弁書で触れていただけていないようなので、その点について、どのように検討されておられるか、よろしくお願いします。

○議長（高重洋介君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 顕彰施設への公共交通、アクセスについてというご質問でございしますが、基本構想においてですね、比較をいたしました3ヶ所の候補地のアクセスにおけるそれぞれの評価についてはですね、まず竹原西幼稚園跡地及び町並み保存センターにおきましては、竹原駅や道の駅竹原から近く、公共交通のアクセスの便がよい一方で、豊山窯周辺はですね、竹原駅から離れた場所であることから、バスの増便でございしますとか、シャトルバスの設置などの検討が必要といった、そういったご指摘をいただいたところでございます。

今後におきましては、冒頭の教育長の答弁にもありましたように、今井政之顕彰施設整

備基本計画を策定する中で、3つの候補地のより詳細な比較を行いまして、市内外はもとより、海外からも集客を見込めるような施設となるよう検討を深め、整備最適地を決定することとしております。

施設へのアクセスにつきましては、訪れる人々の利便性が図られ、集客につながる効果的なものとするためには、関係機関との連携が必要となることはもとより、廿日市市のウッドワン美術館でございますとか、島根県の足立美術館のようにアクセスが悪くてもですね、多くの人を引きつけている美術館もあることを念頭に置きながら、様々な角度から検討して参りたいとそうように考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 今の公共アクセスの問題で、今からまたハザードのことも聞かせていただくのですが、ハザードについては総務文教委員会でもかなり質疑がありまして、急傾斜であるということ、それから海に近いということからご答弁の中にもあるのですが、私も同じ考え方で、大丈夫かなというのが一番なのですね、あそこへもう何か造られたときに。今、公共交通についても3ヶ所で比較をして、あるけれども何とかしようという話だったと思うのですが、今のハザードについてもやっぱり3ヶ所、やっぱりこれ比較はされているのだと思うのですよね。

それで第一候補地というか、豊山窯のほうがいいんじゃないかというような、今構想ではそういう状態になっているということだと思うのですが、ちょっと懸念はあります。

土砂災害、高潮浸水、津波、洪水、西幼稚園のほうになってくると内水の問題も出てくるのだと思うのですが、これらの点をおそらく考慮されて、いろいろ検討された上だと思うのですが、ちょっと分かりにくいので、その点をもう一度詳しく検討された中身を教えていただけませんか。

○議長（高重洋介君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 整備候補地ですね、災害リスクについての認識ということでございますが、施設整備予定地としておりますそれぞれ3候補地ですね、災害リスクに

については、本市で策定しておりますハザードマップを踏まえて認識をしているところでございます。

具体的に申しますと、まず町並み保存センターにつきましては、敷地全体がですね、土石流と急傾斜地の土砂災害警戒区域となっております。また高潮浸水想定が約2.5メートル、洪水浸水、津波浸水及び内水面浸水は想定されていないと、そういった状況となっております。

また、竹原西幼稚園跡地につきましては、土砂災害警戒区域外ではありますが、高潮浸水想定が約3.7メートル、洪水浸水想定が約1.5メートル。津波浸水想定が約0.3メートル、内水浸水想定が約0.5メートルとなっております。

豊山窯周辺につきましては、土地の一部が土石流の土砂災害警戒区域等のエリアに該当していることに加え、高潮浸水想定が約1.3メートルとなっておりますが、それ以外の洪水浸水、津波浸水、内水浸水については想定がされていないと、そういった状況でございます。

こうしたハザードマップによる状況でございますとか、より来訪者を呼び込む訴求効果があると考えまして、基本構想におきましては、一定には整備予定地を豊山窯周辺と位置付けたものでありますが、今後、今井政之顕彰施設整備基本計画を策定する中で、市内外はもとより海外からの集客も見込める整備最適地の検討を深めると同時にですね、いずれの場所に立地したといたしましても災害リスクへの対応が必要となりますので、その対応策もですね、検討して参りたいと考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） いろいろ言われて、私は繰り返しになりますけど、やっぱり海の側はね、さすがに急傾斜もありますから、何とかしてもらえないかなという単純な思いで、今回質問をさせていただいております。

ハザードマップもちょっと見ましたけれども、行ってみるとこう急傾斜になっていますし、以前は堰堤がついていますが、他のところでがけ崩れもあつたりしたこともあるので、できれば避けていただきたいと、これ本音です。

今から観光の話もちよっとしますけれども、町並み保存地区で今、観光、次長の担当にならないかも分かりませんが、観光でやっぱりお見えになってですね、私は好きだから町並み、しょっちゅう歩くのですけれども、やっぱり大きな何かポイントというか、必要じゃないかと思うのですよね。

そうすると、正直西幼稚園ぐらいのところ、あそこへそういった施設ができれば、観光客も徒歩で行って帰られて、集客もできると、滞在時間も長くなるということがあると思って、そういう希望というか、そうしていただいたらいいなというふうな思いは持っておりますので、これはこれから検討される基本計画の委員会の中でサウンディング調査とかいろいろされるようですから、その中で検討されるのだろーと思いますので、さっき言いましたように私、総務文教委員会に入っていないから、こういうところでしかそういう発言ができないので、させていただきます。

基本計画なのですけれども、今から基本計画、計画によると約1年ないし2年かけて基本計画を策定されるという状況かな、そういうふうな情報をいただいておりますけれども、今の基本計画で大体どの辺、どのくらいまでのことを決めるというか、どんな内容まで想定して基本計画で策定されるという、今の状態、今の現状でお考えがあればお願いします。

○議長（高重洋介君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 今後策定する予定としておりますこの基本計画の内容についてのご質問でございますが、この今井政之顕彰施設整備基本計画につきましては、令和7年5月に策定いたしました竹原市今井政之顕彰施設基本構想において示しました現状と課題、また施設の基本理念でございますとか、その基本理念を実現するための機能、そういったものを踏まえるとともに、実施を予定しておりますサウンディング調査によって得られた意見、また提案等を参考にしてですね、今井政之顕彰施設整備の整備に向けた基本的な考え方をまとめた計画にすることと考えております。

具体的には事業活動、また展示、付帯設備に関する内容、そしてそれらを踏まえた施設基本計画、また立地や敷地利用に関することなど、当該事業を推進する上で必要な具体的な考え方や、それらを前提とした整備スケジュールの検討、また整備や運営に関する概算にはなりますが、コスト等についてですね、整理していく予定としております。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 今から基本計画と、構想ができて計画に入ってくるわけですが、計画ができるともうあと実行だけになっちゃうので、計画が策定される事前とか、段階でいろいろ意見を言わせていただきたいということです。

今言われたのですが、少し触れられましたけれども、財政負担の問題もおそらく少しは考えておられると、今、公共施設ゾーンの再整備の話が出ていまして、あちらが片づかないとちょっとこちらはいかないのではないかなとは思ったりはするのですが、財政負担については官民連携とかということも書かれていますけれども、財政負担について、今からの建築、それから管理ですね、ランニングコストということも出てくるので、その点について、今の状態で考えておられることがあったらお願いします。

○議長（高重洋介君） 教育次長。

○教育次長（沖本太君） 当該施設整備に関してですね、財政負担についてどのように検討しているのかというご質問でございますが、今後ですね、今井政之顕彰施設整備基本計画の策定に合わせて実施を予定しておりますサウンディング調査におきまして、整備及び維持管理運営における官民連携の可能性をですね、検証しながら施設の規模等を固める予定としておりますが、その過程においてですね、一定の概算費用が試算できるのではないかとそのように考えております。

このうち、施設整備にかかるコストにつきましては、国の交付金でございますとか、本定例会において上程いたしました竹原市芸術文化施設整備基本条例に基づく基金を活用するなどして、市の負担をですね、可能な限り小さくして参りたいと考えております。

また、施設の管理運営にかかるコストにつきましても、サウンディング調査の実施によって得られる意見や提案を参考にすることで、運営経費の最小化を図ることはもとより、多くの方にですね、訪れていただいて一定の収益も上げることで、持続可能な収支構造を持つ施設となるように取り組んで参りたいと考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 今からいろいろな計画をされると。サウンディング調査、それか

ら当然市民のご意見ということも聞かれて、計画の中に入ってくるのだと思うのですよね。

だから、そこら辺のところはできるだけ多くの方にですね、意見を聴取していただいて、一番私議員として恐れるのは、市民の方が知らないうちにもう計画ができちゃって、もう実行の段階に入っているということになってくると非常にまずいのでね。だから、そのところは市民の方からたくさんご意見を聞いていただいて、その中で選択していただくということは繰り返しになりますが、お願いしたいと思いますので、よろしくお願いします。

次に、身寄りのない高齢者支援について質問をさせていただきます。

高齢者の状態ということで質問をさせていただいて、高齢者等75歳以上の一人暮らしの高齢者1,017人という数字が、教えていただいたことになっております。

私は75歳以上ということで1,017人、これは結構たくさんおられるんじゃないかなという私の感覚なのですが、こういう数字はどのように、75歳以上の方からどれぐらいの割合かということもあるのですが、この人数はどういうふうに感じておられるかお願いします。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 一人暮らし高齢者等巡回相談事業で把握した高齢者1,017人について、どのように感じているかというご質問でございます。

令和7年3月末で市内の75歳以上の高齢者数は6,074人いらっしゃいます。

割合では16.7%となっており、年々一人暮らしの高齢者数は多くなっていると認識しております。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 6人に1人の割合ですかね。結構おられる。今からもっと増えるんじゃないかと思うのですよね。

また、今の1,017人ですか、この数字はですね、どういう形で状況把握、これ今からいろんなことをやられるのに、対応するのに、その人たちの状況とか、それから情報とかを得て手を打っていくという形になると思うのですけれども、どういう形で状況把握されているか教えてください。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 一人暮らし高齢者等巡回相談事業につきましては、竹原市民生委員児童委員協議会へ委託し、民生委員児童委員が原則月２回訪問や電話などによって、生活状況の把握を行い、毎月市へ報告していただくこととなっております。

一人暮らし高齢者等の把握につきましては、民生委員児童委員の方へは毎年１月１日現在の７５歳以上の方の情報を提供するとともに、これまでつながってこられた地域の民生委員からの情報の引き継ぎや近隣の住民からの情報提供により、状況把握を行っております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） ５番、今田議員。

○５番（今田佳男君） 民生委員さんですね、主には民生委員さんということで、前回、民生委員さんに絡んだ質問をさせていただいて、空白が何ヶ所かあるけれども、今一生懸命対応させていただいて、少しずつ改善されているというような情報もいただいております。ただ、ご苦勞を大変かけているので、民生委員さんにはいろんなケアをしていただきたいという思いはありますので、それはまた今回と別の話でさせていただきます。

それで、本年１月から竹原市権利擁護支援センターを設置ということが答弁であります。１月から半年ですけれども、設置後、現在までの相談の件数、また、どんな相談があるか、相談内容が分かれば教えてください。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 竹原市権利擁護支援センター開設後の状況についてのご質問でございます。

令和７年５月末までの相談支援件数は、初回相談が１７件、継続相談が１２件ございました。

相談の方法については、電話による相談が８件、社会福祉協議会へ相談に来られた件数が１２件、自宅や病院等へ訪問して相談があった件数が９件となっております。

その内容は、制度利用に関することが１４件、成年後見人等の申し立てに係る支援を行ったことが１３件、関係機関と連携したことが１４件となっております。

特に高齢者から自分では申し立てできないので、申し立てできる人を探して欲しいとい

う相談が多い状況でございます。

以上です。

○議長（高重洋介君） 5 番、今田議員。

○5 番（今田佳男君） なかなか 1 人でおられてですね、相談する相手が分からない、それから相談する人がいない、それで身寄りのないということになるのですけれども、そういう人たちも大事にしていけないといけないわけですね。

そうすると、さっきの民生委員さんとか、普段関わられるおそらくケアマネさんとか、いろんな方が対応されてやっただいていてと思うので、その人たちのですね、サービスのね、その人たちがなると、自分の本来の仕事を加えてですね、やるというようなことも、本で読んだりするとまあまああるというようなこともあったりするので、その辺のところは十分注意していただいてですね、いろんなことをやっているのはやっているの、情報を出して、いろんな形で、電話とかありましたけれども、相談を受ける体制というのはきっちりと丁寧に拾っていただきたいと思います。

それから、空き家対策、去年の 12 月でちょっと質問させていただいたこともあるのですが、空き家対策で、終活講座というものも開かれて、結構たくさん来られて、西条の公証人役場ですか、あそこに竹原の人が何人か行ったとかというふうな情報も聞いたりしておりますけれども、こういった課題はおそらく全庁的にですね、庁内全体で連携をとってやっていかないと難しいことも出てくる。だから、それをやっていただきたい。庁内全体でですね、連携をとって、今でもやっていただいているのは分かるのですが、今まで以上にさっきの終活情報登録制度とかね、また始まるようですから、努力していただきたい。頑張ってくださいと思うのですが、その点はどうか。

○議長（高重洋介君） 市民福祉部長。

○市民福祉部長（森重美紀君） 終活について、市民への周知などの事業についてということだと思います。

まず、市民福祉部のほうでやっていることですが、竹原市権利擁護支援センターを開設時に成年後見制度、中核機関についてと信託、保険任意後見について、セミナーを令和 7 年 2 月と 3 月の 2 回開催いたしました。

いずれのセミナーも市民や福祉専門職など多くの方に参加いただきました。

今年度もセミナーの開催を予定しており、地域に出向いての開催に向けて取り組んで参りたいと考えております。

また、広報たけはらや福祉だより、竹原ケーブルテレビでの放送や市内各地区の民生委員児童委員協議会、小地域ネットワーク会議などにも出席し、権利擁護支援センター開設後の相談件数や相談内容、実際に行っている支援の取組状況等の情報提供を行っております。

身寄りのない高齢者の相談先としては、竹原まると相談窓口や地域包括支援センターランチなどの相談機関や地域の民生委員児童委員などがあり、今後は終活情報についても提供できるような仕組みも必要であろうと考えております。

相談が難しい方や地域で気になる方に対しても、中学校区ごとに行われている小地域ネットワーク会議にて、その方々の情報を共有し、必要な専門機関へつなげることで早期に対応ができると考えております。

最後に、議員のおっしゃられました庁内においても、福祉以外の部署とも連携してということですが、先ほどありました空き家対策の部署でありますとか、自治会の担当部署と連携し、国の施策動向を注視しながら、今後においても取り組んで参りたいと考えております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 5 番、今田議員。

○5 番（今田佳男君） 私、ひきこもりのこともね、いろいろやったりしているのですけれども、割と事業も進められたりしています。

国としては孤独、孤立ですかね、対策ということで、今回高齢者なのですけれども、不登校なんかについては、教育委員会と福祉が連携したりとかという話も聞いておりますので、もうぜひ、皆で全庁ですすね、対策を立てて、皆でやると。情報を取って対応していくという形で続けてやっていただきたいと思うので、よろしくお願いします。

それから、3 点目の二地域居住について質問をさせていただきます。

移住定住についてですね、移住定住サポートセンター、昨年 9 月に開設ということをお答

弁でいただいております。

これはどこに開催されたのか。また、これ結構対応は大変だと思うのですが、担当者はどういう方が対応されているか、お願いします。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 移住定住サポート支援センターにつきましては、竹原商工会議所会館1階のですね、コワーキングスペースSOLFIL内に設置しております。

運営に当たりましては、竹原観光まちづくり機構へ委託しているところでありまして、市の職員に加え、計3名の相談員で相談の対応をしているところでございます。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） SOLFILですかね、1階のね。あそこは委託という形になるのか、やっぱり行政はですね、やっぱりかまないと、どっかの部署が多少かんでいるのだと思うのですが、委託事業でやって、その連携はとっているのですよね。とっておかないと、なかなか移住定住といって外から来られても、なかなかサポートが難しいと思うので、その連携はとられているかどうか、お願いします。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 連携といいましたら、当然担当課のほうとですね、随時連携をとらせていただいておりますけれども、先ほど説明させていただきました相談員につきましても、市からですね、派遣しております職員が当たっておりますので、そういった観点からも連携をしっかりと取って進めているところでございます。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 結構な数だと聞きますけれども、結構な数の相談があつてということなので、漏れがないようにということなので、連携は十分とっていただきたいと思います。

それから、移住者に対する転居費、家賃補助と奨学金返還補助ですか、新しく設けてということなのですが、これもう少し詳しく教えてください。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 本市におきましては今年度からですね、移住定住支援対策と

いたしまして、先ほど議員からもございました転居費や家賃補助、奨学金返還補助等を実施しているところでございます。

具体的に説明をさせていただきますと、まず転居費の支援についてでございます。

こちらは移住者支援を含めた市内の雇用確保対策の一環といたしまして、令和7年3月1日以降に竹原市外から竹原市に住民票を移した35歳未満の方で、令和7年4月1日以降にですね、新たに竹原市内企業等に正規雇用として就職した方を対象に転入の際に引越業者へ支払った引越費用の2分の1、これ上限5万円でございますけれども、補助するものでございます。

次に。家賃補助についてでございますが、こちらについては、市内への転居後の転居先が民間賃貸住宅の場合には24ヶ月を限度に月額家賃から、就業先のほうからもし支給されている住居手当がございましたら、これを除いた額の2分の1、こちらについては上限1万円でございますけれども、それを補助するものでございます。

また、奨学金返還補助につきましては、移住者のみならず、本市に住民票を有し、令和7年4月1日以降、市内に本社を置く企業等に正規雇用として就職した35歳未満の方で、日本学生支援機構の奨学金を返済する方に対して、60ヶ月を限度に奨学金返還額の2分の1、こちらは月額上限1万円、年額12万円でございますが、これを補助するものでございます。

これらの事業につきましては、既に対象者からの申請受付を開始しておりまして、広報チラシを作成し、これによる周知や企業訪問により事業のPRを図っているところでございまして、今後も広報、SNS等の様々な広報媒体を活用しながら、さらなる事業周知を図って参りたいと思います。

以上でございます。

○議長（高重洋介君） 5番、今田議員。

○5番（今田佳男君） 今の新しい制度ですよね、令和2年度から令和6年度まで5年間でいろんな相談件数が484件あって、それで移住された方が36世帯、67人という数字を示していただいておりますが、今までの制度でこういう形になっていて、相談件数とかですね、実際に移住された方の数ですね、数だけじゃない、またはっきりとした、

100%掴めない方もおられるのだと思うのですが、今のこういう現状は移住定住の施策として評価できるかどうかということをどういうふうにお考えか、お願いします。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 答弁のほうに記載させていただいている実績といいましたら、先ほど説明させていただきました移住定住対策支援事業前の数字ということでございますけれども、令和2年度から5年間ですね、484件、36世帯の方の状況をまず分析をさせていただいたところでございますが、相談からですね、移住に結びついた世帯の割合ということでございますと、世帯数分の相談件数ということでございますが、7.4%という数字になっております。

これらの特徴といいましたら、移住のきっかけになったものについてはですね、今まで取り組んでおります空き家バンクへの相談から移住へというものが63.9%ということで最も高いところでございます。

また、世帯構成については単身世帯が約39%、夫婦のみが約31%ということで、世帯としてはほとんどいろいろな世帯という状況で特徴がないものと考えております。

また年代につきましては、一番多いのがですね、40代で25%ということでございまして、続いて60代が16.7%、次いで30代、50代がですね、13.9%ということになっております。

また、男性・女性で言いますと、男性がですね、約8割、全住地についてもですね、県内が33.3%と大阪が16.7%ということでございますので、関西以西が約7割ぐらゐを占めているという状況になっております。

こういったことを踏まえまして、令和2年からの5年間の相談件数で考えますと、本市は7.4%ということでございますが、広島県と県内の各市町ですね、平均が6.8%ということになっております。

こういったことから、県全体ですね、平均を少し上回っている程度ということではございますけど、一定のですね、効果はあるものと認識しておりますが、他市町ではですね、非常に高い、もっと高い割合を出しているところもございますので、やはりさらなる取組が必要であると考えているところでございます。

引き続きですね、移住に必要な子育て、仕事、住まいに関する情報や支援内容と本市の魅力等を発信いたしまして、移住先としての知名度、認知度の向上に努めて参りたいと考えております。

以上です。

○議長（高重洋介君） 5 番、今田議員。

○5 番（今田佳男君） 今、いろんな問い合わせの中で、効果が高いというか、こういうのは空き家バンクという話がちょっと出ました。

先ほど、高齢者支援のことについても全庁的にということをお願いしたのですけれども、今の空き家バンクの相談があって、結構あるのだと思うのですよね、相談があって、なかなか空き家がね、売り買いが難しかったり、賃貸もなかなか難しい状況があるというのは私もいろんな相談を受けるから知っているのですけれども、そういった相談と、都市整備課ですよね、これ。移住担当の方とも連携をとって、移住に結びつけるというような事例はあるかどうか、お願いします。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君） 今具体的なですね、事例としては、今資料を持ち合わせてないところがございますけれども、それぞれですね、空き家バンクの登録状況等についてもホームページ等で閲覧できるという状況でございますし、そういった情報についてはですね、一定程度先ほどのサポートセンターのほうにも情報がありますので、それを活用しながら対応しているという状況でございます。

○議長（高重洋介君） 5 番、今田議員。

○5 番（今田佳男君） 連携を取りながら、上手にやっていただきたいと思います。

それで、全国二地域居住等促進官民連携プラットフォーム、これは今回初めて知ったのですけれども、設立当初の令和3年3月から、ネットで見たら出てきたのですが、上げたんですが、当初からだから、もう4年ですか、もう経過して入っている。

今までこのプラットフォームに絡んで、何か取組をされたとかというようなことがあれば教えてください。

○議長（高重洋介君） 企画部長。

○企画部長（國川昭治君）　まず、こちらのプラットフォームでございますが、先ほどのとおりですね、設立当初から加入ということでございますが、現状におきましては、この全国二地域居住等促進官民連携プラットフォームの事務局からですね、定期的に配信いただいておりますメールマガジンによりまして、二地域居住に関する国の最新情報や他県等の取組をですね、入手しているというところでございまして、今後ですね、本市が取組を進める際にはですね、必要に応じて当該プラットフォームに参加している他自治体との連携をして考えていきたいと思っております。

よろしく願います。

○議長（高重洋介君）　5番、今田議員。

○5番（今田佳男君）　県内でも何ヶ所かありますよね、だから、そちらとも連携をとりながらですね、せっかく入っているんで、情報を取って進めていただきたいと思います。

それから、質問の中で保育園留学のことを多少触れたのですがけれども、結構ニーズがあってですね、ネットで保育園留学のところを見ると、うちの市内のこども園の情報が出てくるのですね。それで見ると、もういっぱい、もうずっと予約がいっぱいで取れないようなおそらく状態だと思うのですね、空きがないような形で出てきますから。かなり効果がある。これ、確かスタートアップの関係でできた会社というかね、だったのだと思うのですよ。かなり効果があってですね、滞在される期間もあるし、確か親子で滞在されるから市内の経済効果ももちろんあるのだと思うのですが、この現状は多少掴んでおられますか。お願いします。

○議長（高重洋介君）　企画部長。

○企画部長（國川昭治君）　保育園留学についてのご質問でございますが、まず保育園留学についてですね、ご紹介をさせていただけたらと思います。

こちらにつきましては、先ほど議員のほうからありましたように、令和5年度の竹原発スタートアップ支援事業に参加いただきましたスタートアップ企業が実施しているものでございまして、都会等の子育て世帯が竹原に1、2週間滞在いただきまして、まず幼児は市内のこども園に通学しながら様々な体験をいただき、またご両親についてはテレワークをしながら観光を楽しんでいただくという、そういった仕組みでございます。

まず実績といたしましては、令和５年度は実証事業ということでございましたので、３組の実施ということで参加でございましたが、令和６年度については２０組の申し込みをいただきまして、２組はキャンセルということがございましたけども、１８組に参加いただきまして、海外からの留学の方も参加いただいたという状況でございます。

次に、昨年度、令和６年度についてはですね、アンケート調査を実施しておりまして、予約いただきました９割がですね、１週間のプランで滞在いただくということで、体験満足度については１０点満点中平均８．３点ということで、非常に高い人気があったと考えております。

これらについてはですね、やはり都市部にはない自然環境や、また本市の受け入れ体制の柔軟さ、地域の方々、地域とのつながりなどが高い満足度につながっているものと考えております。

令和７年度におきましても、引き続きこの事業者において実施されておまして、６月２３日現在で２３組の予約があると伺っております。

今後におきましても継続してですね、実施していただきますよう取り組んで参りたいと思っております。

以上でございます。

○議長（高重洋介君）　５番、今田議員。

○５番（今田佳男君）　結構な予約とかね、実際動いているみたいなので、ニーズがあれば、できることは限られるでしょうけれども、支援をして継続できるようにやっていただきたいと思いますので、その点はよろしくお願いします。

それで、二地域居住については、いわゆる骨太の方針にも取り上げられております。

それから、国ではもうふるさと住民登録制度という考え方も出てきて、一番盛んなのは徳島県でサテライトオフィス、デュアルスクールと県が積極的にやられていて、私は美波町というところを視察に行きましたけれども、県の動きの中で、地方自治体とか市とか町が動いていくという形になって。さっき言いましたように、県が決めたのに市がという形になるので、県に対して働きかけということも私はしていただきたいと思うのですよね。県の計画があって、今度市の計画という形になっているので、その計画について、どんど

ん働きかけをしていただきたい。

それから、庄原市では先日新聞でありましたけれども、二地域居住の支援法人を指定したと。確か、金融機関じゃなかったかと思うのですが、そういう形で新しい動きも出ているということです。

最後に市長は関係人口ということをやっているとされてきて、取り組んでこられております。

今回は二地域居住、関係人口、それから人口の流入ということを期待して、こういう質問をさせていただいております。

ご答弁いただきまして、一応のご答弁をいただいているのですが、今日の質疑の中で、質問の中で市長の思いがあれば、一言聞かせていただいて、私の一般質問を終わりたいと思います。

○議長（高重洋介君） 市長。

○市長（今榮敏彦君） 3点目の質問に関わってですね、本市も既に加盟して取り組んでおります二地域居住への取組に関してはですね、古く辿れば、約20年前に広島県が移住定住に関わる専管部署を設けてですね、そのときから竹原市においてもそこに参画した流れの中でですね、こうした取組につながっているという認識を私自身は持っておりまして、非常に大事な要素であるというふうに思っております。

人口減少や高齢化の進展の進む中でもですね、やはり人の動きというものは、やはりいろんな取組によって発生してくるということからですね、交流人口からですね、関係人口に結びつける取組は非常に今なお重要であるというふうに思います。

県への働きかけというお話でもありますけれども、いずれにしてもこの広島県もですね、こういう国の取組に関して、非常に感度を上げてらっしゃるっていうふうな時点ではないかというふうに思っておりますし、先ほど部長の答弁にありましたように、スタートアップによる市内の事業者さんとコラボレーションをしたですね、いろんな引き込み、関係人口を生み出すですね、取組は今なお進んでおります。

いずれにしても行政のみならずですね、やはり地域の皆さん、関係事業者さん、そして市外の皆さんとですね、しっかりと連携、タッグを組んだですね、取組をこれからもしっかり進めていきたいと思っておりますのでございます。

昨年度からのサポートセンター等ですね、これも先ほどの３名という担当職員というふうな話もありましたけれども、実はこれも民間の方にですね、キーマンになっていただいて、そこに参画していただいているということも実際背景にもありますので、そういった取組をさらに進めて参りたいと思います。

○議長（高重洋介君） 以上をもって、今田佳男議員の一般質問を終結いたします。

これをもって、一般質問を終結いたします。

日程第２

○議長（高重洋介君） 日程第２、議案第３８号令和７年度竹原市一般会計補正予算（第３号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務部長。

○総務部長（向井直毅君） ただいま議題となりました議案第３８号につきまして、ご説明申し上げます。

議案説明書その２の７ページをご覧ください。

令和７年度竹原市一般会計補正予算第３号について、その概要をご説明申し上げます。

今回の補正予算は、債務負担行為の追加を行うものであります。

こども園給食調理業務に要する経費及び放課後児童クラブ運営に要する経費について、令和７年度内に契約事務を行うため、その業務期間及び限度額を定めるものであります。

どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（高重洋介君） 説明が終わりました。

これより、質疑に入ります。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（高重洋介君） これをもって、質疑を終結いたします。

ただいま議題となっております日程第２、議案第３８号令和７年度竹原市一般会計補正予算（第３号）を総務文教常任委員会に付託いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。

今後のスケジュールですが、この後、直ちに全議員会議を開催し、終了次第、総務文教委員会の審査をお願いし、6月27日午前9時から議会運営委員会を、午前10時から本会議を再開することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後2時06分 散会